



平成 19年 3月期

個別中間財務諸表の概要

平成 18年 11月 24日

上場会社名 株式会社 琉球銀行

上場取引所 東証一部、福証

コード番号 8399

本社所在都道府県

(URL <http://www.ryugin.co.jp/>)

沖縄県

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 大城 勇夫

問合せ先責任者 役職名 取締役総合企画部長 氏名 金城 棟啓

TEL (098) 866 - 1212

決算取締役会開催日 平成 18年 11月 24日

配当支払開始日 平成 - 年 - 月 - 日

単元株制度採用の有無 有 (1単元 100株)

1. 18年9月中間期の業績(平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1) 経営成績

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
18年9月中間期	19,530	14.5	4,388	-	3,384	-	117.20
17年9月中間期	22,850	10.6	17,893	-	10,741	-	371.87
18年3月期	50,854		1,698		1,330		25.28

(注) 期中平均株式数

18年9月中間期	普通株式	28,880,504 株	優先株式	8,000,000 株
17年9月中間期	普通株式	28,886,428 株	優先株式	8,000,000 株
18年3月期	普通株式	28,884,637 株	優先株式	8,000,000 株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり	単体自己資本比率
	百万円	百万円	(注) %	純資産 円 銭	(国内基準注) %
18年9月中間期	1,492,433	94,197	6.3	1,876.68	12.37
17年9月中間期	1,472,021	83,577	5.7	1,508.67	10.05
18年3月期	1,494,826	90,952	6.1	1,743.42	10.92

(注) 期末発行済株式数

18年9月中間期	普通株式	28,879,260 株	優先株式	8,000,000 株
17年9月中間期	普通株式	28,884,816 株	優先株式	8,000,000 株
18年3月期	普通株式	28,881,689 株	優先株式	8,000,000 株

期末自己株式数

18年9月中間期	普通株式	28,002 株	優先株式	0 株
17年9月中間期	普通株式	22,446 株	優先株式	0 株
18年3月期	普通株式	25,573 株	優先株式	0 株

「自己資本比率」は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出してあります。

「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出してあります。

2. 19年3月期の業績予想(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	38,500	8,500	5,500

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 187円33銭

3. 配当状況

	株式種類	1株当たり配当金(円)		
		中間期末	期末	年間
18年3月期	普通株式	-	-	-
	優先株式	-	75.00	75.00
19年3月期(実績)	普通株式	-	-	-
	優先株式	-	-	-
19年3月期(予想)	普通株式	-	-	-
	優先株式	-	75.00	75.00

上記業績予想は現時点での予想数値であり、将来の様々な要因により変動することもあります。

「平成18年9月中間期の業績」指標算式

$$\text{1株当たり中間純利益} \cdots \frac{\text{中間純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{中間期中平均普通株式数(自己株式を除く)}}$$

$$\text{1株当たり純資産} \cdots \frac{\text{中間期末純資産} - \text{中間期末発行済優先株式数} \times \text{発行価格} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{中間期末発行済普通株式数(自己株式を除く)}}$$

「平成19年3月期の業績予想」指標算式

$$\text{1株当たり予想当期純利益} \cdots \frac{\text{予想当期純利益} - \text{予想優先株式配当金総額}}{\text{当中間期末発行済普通株式数(自己株式を除く)}}$$

比較中間貸借対照表(主要内訳)

株式会社 琉球銀行
(単位:百万円)

	平成18年 中間期末(A)	平成17年 中間期末(B)	比較 (A - B)	平成17年度末 (要約)(C)	比較 (A - C)
(資産の部)					
現金預け	25,619	31,003	5,384	41,794	16,175
商品購入金	80,789	87,154	6,365	85,352	4,563
商有品の価値	2,972	1,954	1,018	3,245	273
金の有価証券	453	580	127	525	72
投資の信託証券	2,996	1,116	1,880	2,996	-
有価証券当	283,423	228,893	54,530	262,236	21,187
貸出引当金	-	1,715	1,715	-	-
外国為替	1,053,787	1,075,858	22,071	1,050,597	3,190
その他資産	391	485	94	394	3
不動産	6,639	10,728	4,089	11,210	4,571
有形固定資産	20,427	21,646		21,345	
無形固定資産	2,713				
繰延税金資産	22,601	30,815	8,214	25,264	2,663
支払引当	14,119	18,588	4,469	17,352	3,233
貸倒引当	24,502	35,087	10,585	27,489	2,987
資産の部合計	1,492,433	1,472,021	20,412	1,494,826	2,393
(負債の部)					
預借	1,359,380	1,350,134	9,246	1,361,663	2,283
外国為替	289	1,068	779	323	34
社託の引当	89	135	46	79	10
信託勘定負債	10,000	-	10,000	-	10,000
その他の引当	157	1,020	863	267	110
賞与引当	5,013	10,096	5,083	15,144	10,131
退職給付引当	378	390	12	382	4
再評価に係る繰延税金負債	5,720	5,435	285	5,570	150
支払引当	3,086	1,574	1,512	3,089	3
支払引当	14,119	18,588	4,469	17,352	3,233
負債の部合計	1,398,236	1,388,444	9,792	1,403,873	5,637
(資本の部)					
資本金		44,127		44,127	
資本剰余金		29,632		29,632	
資本準備金		29,632		29,632	
利益剰余金		6,060		18,144	
利益準備金		1,551		1,551	
任意積立金		14,099		14,099	
優先株式消却積立金		14,099		14,099	
中間(当期)未処分利益		9,590		2,493	
(は中間未処理損失)					
土地再評価差額金		2,386		852	
その他有価証券評価差額金		1,410		1,753	
自己株式		38		50	
資本の部合計		83,577		90,952	
負債及び資本の部合計		1,472,021		1,494,826	
(純資産の部)					
資本金	44,127				
資本剰余金	29,632				
資本準備金	-				
その他資本剰余金	29,632				
利益剰余金	20,933				
利益準備金	120				
その他利益剰余金	20,813				
優先株式消却積立金	14,819				
繰越利益剰余金	5,993				
自己株式	56				
自主資本合計	94,636				
その他有価証券評価差額金	1,281				
繰延ヘッジ損益	6				
土地再評価差額金	848				
評価・換算差額等合計	439				
純資産の部合計	94,197				
負債及び純資産の部合計	1,492,433				

注.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書(主要内訳)

株式会社 琉球銀行
(単位:百万円)

	平成18年 中間期(A)	平成17年 中間期(B)	比較 (A - B)	平成17年度 (要約)
経常収益	19,530	22,850	3,320	50,854
資金運用収益	15,409	15,767	358	32,028
(うち貸出金利息)	(13,298)	(14,288)	(990)	(28,526)
(うち有価証券利息配当金)	(1,199)	(814)	(385)	(2,118)
信託報酬	2	123	121	131
役務取引等収益	2,956	2,781	175	5,581
その他業務収益	162	629	467	6,040
その他経常収益	1,000	3,548	2,548	7,073
経常費用	15,142	40,744	25,602	49,156
資金調達費用	1,456	1,374	82	2,619
(うち預金利息)	(1,388)	(1,153)	(235)	(2,354)
役務取引等費用	1,526	1,464	62	2,973
その他業務費用	81	78	3	110
営業経費	10,146	10,134	12	20,370
その他経常費用	1,931	27,693	25,762	23,082
経常利益 (は経常損失)	4,388	17,893	22,281	1,698
特別利益	1,415	582	833	989
特別損失	50	577	527	614
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間純損失)	5,752	17,889	23,641	2,073
法人税、住民税及び事業税	14	2,824	2,810	3,083
法人税等調整額	2,352	9,971	12,323	2,340
中間(当期)純利益 (は中間純損失)	3,384	10,741	14,125	1,330
前期繰越利益		1,053		1,053
土地再評価差額金取崩額		97		109
中間(当期)未処分利益 (は中間未処理損失)		9,590		2,493

注.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						優先株式消却積立金	繰越利益剰余金			
平成 18 年 3 月 31 日残高	44,127	29,632	-	29,632	1,551	14,099	2,493	18,144	50	91,854
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当 注1	-	-	-	-	120	-	720	600	-	600
優先株式消却積立金の積立 注1	-	-	-	-	-	720	720	-	-	-
準備金から剰余金への振替 注2	-	29,632	29,632	-	1,551	-	1,551	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	-	3,384	3,384	-	3,384
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	4	4	-	4
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計	-	29,632	29,632	-	1,431	720	3,500	2,788	6	2,782
平成 18 年 9 月 30 日残高	44,127	-	29,632	29,632	120	14,819	5,993	20,933	56	94,636

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成 18 年 3 月 31 日残高	1,753		852	901	90,952
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 注1	-	-	-	-	600
優先株式消却積立金の積立 注1	-	-	-	-	-
準備金から剰余金への振替 注2	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	3,384
自己株式の取得	-	-	-	-	6
土地再評価差額金の取崩	-	-	4	4	-
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	472	6	-	466	466
中間会計期間中の変動額合計	472	6	4	462	3,244
平成 18 年 9 月 30 日残高	1,281	6	848	439	94,197

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
 3. 平成18年6月の定時株主総会における決議事項であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5～50年
動 産	2～10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されているこれらの債権からの直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 20,909 百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は94,203百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)

「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)

「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費はございません。

表示方法の変更

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「優先株式消却積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「動産不動産」は「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 44百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,565百万円、延滞債権額は49,098百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,232百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,344百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,240百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は

70,310 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を 24,225 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額 94,535 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 15,345 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	5,845 百万円
預け金	6 百万円
その他資産	2 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	13,757 百万円
-----	------------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 59,984 百万円及び預け金 6 百万円を差し入れております。

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産のうち保証金は 587 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 144,964 百万円であり、このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 144,864 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 16,399 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 338 百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)

12. 社債は全額劣後特約付社債であります。

13. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

14. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託 157 百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産	354 百万円
その他	317 百万円

2. 「特別利益」には、償却債権取立益 620 百万円及び貸倒引当金戻入益 794 百万円を計上しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘 要
自己株式	25	2	-	28	
普通株式	25	2	-	28	注
優先株式	-	-	-	-	
合 計	25	2	-	28	

注 単元未満株式の買取による増加であります。

(リース取引関係)

E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成 17 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成 18 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

前事業年度末(平成 18 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

1. 当行は、平成 18 年 9 月 4 日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、第二種優先株式を発行することを決議し、平成 18 年 9 月 13 日開催の取締役会において発行条件を決定し、平成 18 年 10 月 2 日に全ての優先株式の払込が完了いたしました。その概要は次のとおりです。

第二種優先株式に関する事項

- (1) 募集株式の種類 株式会社琉球銀行第二種優先株式(以下「本優先株式」という。)
- (2) 募集株式の数 4,000,000株
- (3) 払込金額 1株につき 5,000円
総額20,000,000,000円
- (4) 増加する資本金の額 1株につき 2,500円
総額10,000,000,000円
- (5) 増加する資本準備金の額 1株につき 2,500円
総額10,000,000,000円
- (6) 剰余金の配当
本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)または本優先株式の登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」という。)に対しては剰余金の配当を行わない。
- (7) 残余財産の分配
当行の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当行の普通株式(以下「当行普通株式」という。)を有する株主(以下「当行普通株主」という。)または当行普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式 1 株につき 5,000 円の金銭を他の種類の優先株式の株主と同順位にて支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、

上記のほか残余財産を分配しない。

(8)取得請求権

本優先株主は、以下の各号に従い、当行に対し、本優先株式を取得すると引換えに当行普通株式を交付することを請求することができる。

本優先株式の取得を請求することができる期間

平成 18 年 10 月 4 日から平成 23 年 10 月 4 日までとする。

本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類及び数の算定方法

(イ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の種類

当行普通株式

(ロ)本優先株式の取得と引換えに交付する株式の数の算定方法

本優先株式の取得 と引換えに交付す べき当行普通株式数	=	本優先株主が取得請求 に際して提出した本優 先株式の払込金額の総額	÷	交付価額
-----------------------------------	---	---	---	------

当行普通株式数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わないものとする。

(ハ)当初交付価額 2,823 円

(ニ)下限交付価額 1,370 円

(ホ)上限交付価額 5,480 円

(ヘ)交付価額の修正

本優先株式の発行後、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、交付価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、売買高加重平均価格のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値の 90% に相当する金額に修正される。

(ト)交付価額の調整

当行は、本優先株式の発行後、当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって交付価額を調整する。

調整後 交付価額	=	調整前 交付価額	×	$\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$
-------------	---	-------------	---	--

(9)取得条項

当行は、平成 23 年 10 月 5 日（以下「一斉取得日」という。）をもって、平成 23 年 10 月 4 日までに取得請求のなかった本優先株式のすべてを取得するものとする。当行は、本優先株式を取得すると引換えに、当該本優先株式の優先株主に対して、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ 5 連続取引日（売買高加重平均価格のない日を除き、一斉取得日の前日が取引日でない場合には、一斉取得日の前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの 5 連続取引日とする。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の毎日の売買高加重平均価格の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。ただし、当該平均値が、下限交付価額を下回るときは、各優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限交付価額で除して得られる数の当行普通株式を交付するものとする。なお、上記の普通株式数の算出において 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に従いこれを取り扱う。

(10)その他（潜在株式による希薄化情報）

今回発行する本優先株式による当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 24.5% となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率につきましては、今回発行する本優先株式の取得請求権が平成 18 年 9 月 13 日決定した当初交付価額ですべて権利行使された場合に発行される株式数を平成 18 年 9 月 13 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。なお、今回発行する本優先

株式がすべて上限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 12.6%であり、全て下限交付価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 50.5%であります。また、前述の潜在株式数の比率には第一種優先株式に係る潜在株式数は含まれておりません。

(11)資金の用途

主に、一般運転資金に充当する予定であります。

2. 当行は、平成 18 年 10 月 5 日開催の取締役会において、株式会社整理回収機構が保有しております第一種優先株式の一部に関し、次のとおり自己株式の取得及び消却を決議し、平成 18 年 10 月 11 日に実施いたしました。なお、本優先株式の取得は、会社法第 156 条の規定に基づく自己株式取得枠の範囲内で行なうものであります。また、消却につきましては、その他資本剰余金より減額しております。

取得・消却株式の総数	6,800,000株
当初発行株式数	8,000,000株
取得価額の総額	40,592,600,000円

【 参考 】

上記「1. 第二種優先株式の発行」、「2. 第一種優先株式の取得及び消却」実施後の資本金及び優先株式数の変動結果は以下のとおりであります。

	当初	変動額(株数)	変動後
資本金(百万円)	44,127	10,000	54,127
第一種優先株式(千株)	8,000	6,800	1,200
第二種優先株式(千株)		4,000	4,000

【参考】

比較信託財産残高表（主要内訳）

株式会社 琉球銀行
(単位:百万円)

科 目	平成18年 中間期末(A)	平成17年 中間期末(B)	比較 (A - B)	平成17年度末 (要約)(C)	比較 (A - C)
(資産の部)					
貸 出 金	-	-	-	-	-
そ の 他 債 権	-	0	0	0	0
銀 行 勘 定 貸	157	1,020	863	267	110
資 産 の 部 合 計	157	1,020	863	267	110
(負債の部)					
指 定 金 銭 信 託	157	1,020	863	267	110
負 債 の 部 合 計	157	1,020	863	267	110

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<付>元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりであります。

合同運用指定金銭信託

(単位:百万円)

科 目	平成18年 中間期末(A)	平成17年 中間期末(B)	比較 (A - B)	平成17年度末 (要約)(C)	比較 (A - C)
(資産)					
貸 出 金	-	-	-	-	-
そ の 他	157	1,020	863	267	110
計	157	1,020	863	267	110
(負債)					
元 本	157	1,020	863	267	110
そ の 他	0	0	0	0	0
計	157	1,020	863	267	110